

○厚生労働省告示第百二十二号

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第十条の三第五項の規定に基づき、平成十二年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものは、平成十二年四月一日以後平成十三年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成十四年三月三十一日までの間に退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することを請求したものと及び平成十三年四月一日以後平成十四年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項第一号の厚生労働大臣の定める率及び同項第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第百二十三号

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第十条の四第三項の規定に基づき、平成十二年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものは、平成十二年四月一日以後平成十三年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成十四年三月三十一日までの間に退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することを請求したものと及び平成十三年四月一日以後平成十四年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年三パーセントとする。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第百二十四号

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二十一条の三第一項の規定に基づき、平成十三年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日

から平成十四年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

Table with 2 columns: 過去勤務期間の年数 (Past working period in years) and 率 (Rate). Rows include 1 year, 2 years, 3 years, 4 years, 5 years, 6 years, 7 years, 8 years, 9 years, and 10 years. Rates range from 0% to 15%.

○厚生労働省告示第百二十五号

国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和五十九年厚生省令第五十五号)第二条の三の規定に基づき、平成十三年年度の調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第百二十六号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年労働省令第二十五号)第三十八條第三項第一号の規定

定に基づき、平成十二年労働省告示第四十号(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十八條第三項第一号、第二号及び第三号、第五項、第七項並びに第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める額を定める件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。ただし、平成十三年三月三十一日以前に設置し、又は整備した雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第百十六條第二項に規定する施設又は整備に要した費用に係る厚生労働大臣が定める額については、なお従前の例による。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

第一号中「二千二百五十万円」を「二千三百万円」に、「千二百二十五万円」を「千五百五十万円」に改める。

○厚生労働省告示第百二十八号

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第五十四条の規定に基づき、昭和三十一年労働省告示第十号(労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

Table with 2 columns: 表及び様式以外の部分中「二十六及び三十七」を削る。 and 表の一の項及び二の項を次のように改める。 (Table 1)

表の十六の十の項に次のように加える。

Table with 2 columns: 規則第十八條の十九第一項の請求書 and 様式第十六号の十の二 (Table 2)

表の二十六の項及び三十七の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 削除 and 削除 (Table 3)

○厚生労働省告示第百二十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和十五年法律第百二十三号)第六十條第三項及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第三十五條の四の規定に基づき、平成十三年三月二十九日付けで認可した日本障害者雇用促進協会障害者雇用納付金関係業務方法書の変更に次のとおり告示する。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

この改正は、平成十三年四月一日から施行する。平成十三年三月以前の月分として支給する障害者能力開発助成金の支給額については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (裏面)

労働者災害補償保険法 (抄)

第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場又は労働保険事務組合若しくは第三十五条第一項に規定する団体の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

様式第 1 号 (表面)

第 号

年 月 日 交付

労働者災害補償保険法

適用事業場検査証

官職氏名

厚生労働省
 労働局
 東京都
 労働部
 印

附則の次に様式として次の二様式を加える。

様式第 2 号 (裏面)

労働者災害補償保険法 (抄)

第四十九条 行政庁は、保険給付に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところによつて、保険給付を受け、又は受けようとする者（遺族補償年金又は遺族年金の額の算定の基礎となる者を含む。）の診療を担当した医師その他の者に対して、その行つた診療に関する事項について、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に、これらの物件を検査させることができる。

様式第 2 号 (表面)

第 号

年 月 日 交付

労働者災害補償保険法

診療録検査証

官職氏名

厚生労働省
 労働局
 東京都
 労働部
 印

様式第16号の10の2 (表面)

労働者災害補償保険

標準字体

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	ワ
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ		
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	一

二次健康診断等給付請求書

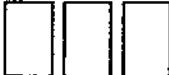
帳票種別 * 38500	①管轄局 <input type="checkbox"/> 無新規 <input type="checkbox"/> 移行	②帳票区分 <input type="checkbox"/>	③保留 <input type="checkbox"/>	④受付年月日 年 月 日	
⑤労働者番号 <input type="text"/>	府 県 所 掌 管 轄 <input type="text"/>	基 幹 番 号 <input type="text"/>	枝 番 号 <input type="text"/>	⑥処理区分 * <input type="text"/>	⑦支給・不支給決定年月日 年 月 日
⑧性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	⑨労働者の生年月日 年 月 日	⑩一次健康診断受診年月日 年 月 日	⑪二次健康診断受診年月日 年 月 日		
⑬ シメイ(カタカナ)：姓と名の間は1文字あけて記入してください。 <input type="text"/>					
氏 名 (歳) フリガナ 住 所					
一次健康診断(直近の定期健康診断等)における以下の検査結果について記入すること。 (以下の⑭、⑮、⑰及び⑱の異常所見について、すべて「有」の方が二次健康診断等給付を受給することができます。)					
⑭ 血圧の測定における異常所見(高い場合に限る。) 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>	⑮ 血中脂質検査における異常所見(高い場合に限る。ただし、HDLコレステロールについては、低い場合に限る。) 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>	血 糖 検 査 ⑯ 検査方法 <input type="checkbox"/> 血糖値検査 <input type="checkbox"/> ヘモグロビンA1c検査	⑰ 異常所見(高い場合に限る。) 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>	⑱ BMI(肥満度)の測定における異常所見(高い場合に限る。) 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>	⑲ 尿蛋白検査についての所見 1 - <input type="checkbox"/> 3 ± <input type="checkbox"/> 7 ++ <input type="checkbox"/> 9 +++ <input type="checkbox"/>
⑲ 脳又は心臓疾患について療養を行っているなど、当該疾患の症状の有無 1 有 <input type="checkbox"/> 3 無 <input type="checkbox"/>					
二次健康診断等実施機関の 名 称 電話番号 - - 所在地 郵便番号 -					
⑳の期日が㉑の期日から3か月を超えている場合、その理由について、該当するものを○で囲むこと。 イ 天災地変により請求を行うことができなかった。 ハ その他 / 理由： ロ 医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた。					
㉒の者について、㉑の期日が一次健康診断の実施日であること及び添付された書類が㉑の期日における一次健康診断の結果であることを証明します。 年 月 日 事業の名称 電話番号 - - - 事業場の所在地 郵便番号 - 事業主の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の所属事業場の名称・所在地 電話番号 - - -					
上記により二次健康診断等給付を請求します。 ㉓請求年月日 年 月 日 労働局長 殿					
郵便番号 - 電話番号 - - 病院(経由) 請求人の 住 所 診療所 氏 名 (記名押印又は署名)					

様式第十六号の十の次に次の様式を加える。

様式第16号の10の2 (裏面)

一次健康診断を行った医師が異常の所見がないと診断した項目について、産業医等が異常の所見があると診断した場合、当該産業医等が新たに異常の所見があると診断した項目について、該当するものを○で囲むこと。		
イ 血圧		
ロ 血中脂質		
ハ 血糖値		
ニ BMI (肥満度)	異常の所見があると診断した産業医等の氏名	⑩ (記名押印又は署名)

〔注意〕

- 1  で表示された枠 (以下「記入枠」という。) に記入する文字は、光学的文字読取装置 (OCR) で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲み (⑨及び⑭から⑳までの事項並びに⑩、⑪、⑫及び⑬の元号については、該当番号を記入枠に記入すること。)、※印のついた記入枠には記入しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式表面右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記入すること。
- 4 「一次健康診断」とは、直近の定期健康診断等 (労働安全衛生法第 6 6 条第 1 項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの) をいうこと。
- 5 ⑫は、実際に二次健康診断を受診した日 (複数日に分けて受診した場合は最初に受診した日) を、また、⑬は、二次健康診断等給付を請求した日 (二次健康診断等を医療機関に申し込んだ日) をそれぞれ記入すること。
- 6 ⑭から⑳までの事項を証明することができる一次健康診断の結果を添えること。
- 7 「二次健康診断等実施機関の名称及び所在地」の欄については、実際に二次健康診断等を受診した医療機関の名称及び所在地を記載すること (胸部超音波検査 (心エコー検査) 又は頸部超音波検査 (頸部エコー検査) を別の医療機関で行った場合、当該医療機関については記載する必要はない。)
- 8 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。
- 9 「労働者の所属事業場の名称・所在地」の欄については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記載すること。
- 10 「産業医等」とは、労働安全衛生法第 1 3 条に基づき当該労働者が所属する事業場に選任されている産業医や同法第 1 3 条の 2 に規定する労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師 (地域産業保健センターの医師、小規模事業場が共同選任した産業医の要件を備えた医師等) をいうこと。

様式第三十四号の八(裏面)中「第27条第1号」を「第33条第1号」に改め、同様式(裏面)中「第27条第1号」を「第33条第1号」に改める。同様式第三十四号の十「第27条第3号」を「第33条第3号」に改め、同様式(別紙)中「第27条第3号」を「第33条第3号」に改める。

年 月 日 を「年 月 日」に改め、同様式(別紙)中「第27条第3号」を「第33条第3号」に改める。

1 この告示による改正前の昭和三十五年労働省告示第十号様式第三十六号の適用事業場臨検証及び様式第三十七号の診療録検査証は、当分の間、それぞれ改正後の昭和三十五年労働省告示第十号様式第一号の適用事業場検査証及び様式第二号の診療録検査証とみなす。
2 この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

厚生労働省告示第百二十九号

労働者災害補償保険法施行規則(昭和二十年労働省令第二十二号)第一条第二項の規定に基づき、昭和四十五年労働省告示第六十号(労働者災害補償保険法施行規則第一条第一項の規定に基づき労働大臣が定める事務を定める告示等の件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

第二号及び第三号中「第二十三号第一項」を「第二十九号第一項」に改める。

厚生労働省告示第百三十号

健康保険法施行規則(大正十一年内務省令第三十六号)第六十三条ノ七第十号及び船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条第十号の規定に基づき、昭和五十九年九月厚生省告示第百五十五号(健康保険法施行規則第六十三条ノ七第七号及び第六十三条ノ八第三号並びに船員保険法施行規則第四十七条第七号及び第四十七条ノ二第三号の規定に基づき厚生大臣が定める医療に関する給付を定める件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

第一号中「第二十二号の助産施設への入所措置」を「第二十二号第一項の助産の実施」に改める。

厚生労働省告示第百三十一号

健康保険法施行規則(大正十一年内務省令第三十六号)第六十三条ノ七第七号及び第六十三条ノ二第九号並びに船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条ノ二第四第七号及び第四十七条ノ二ノ五第九号の規定に基づき、昭和五十九年九月厚生省告示第百五十七号(健康

保険法施行規則第六十三条ノ七第四号及び第六十三条ノ二第六号並びに船員保険法施行規則第四十七条ノ二第四号及び第六十三条ノ二ノ五第九号の規定に基づき、昭和五十九年九月厚生省告示第百五十七号(健康

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第百二十四号)の施行に伴い、平成八年厚生省告示第八十三号(船員保険法第四十六条第一項第一号の規定に基づき、身体障害者療養施設に準ずる施設を定める件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

第一号中「第二十三号第一項第二号」を「第二十九号第一項第二号」に改める。

厚生労働省告示第百三十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第五十九号)の施行に伴い、平成七年三月九日厚生省告示第五十四号(船員保険法第三十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣の定める給付基礎日額の算定方法)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

「第三十三条ノ二第四項及び第五項」を「第三十三条ノ二第三項及び第四項」に改める。

厚生労働省告示第百三十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第五十九号)の施行に伴い、並びに雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成十二年労働省告示第六十二号(雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。ただし、支給資格に係る離職の日が同月一日前である支給資格に係る基本手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

第一号及び第三号イ中「二千九百九十円」を「二千五百円」に改める。

厚生労働省告示第百三十七号

社会福祉・医療事業団法施行令(昭和五十九年政令第三五四号)第二条第五号、社会福祉・医療事業団法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

社会福祉・医療事業団法施行令(昭和五十九年政令第三五四号)第二条第五号、社会福祉・医療事業団法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

社会福祉・医療事業団法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣の定める者(以下「令」という。)第二条第五号に規定する厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
- 二 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
- 三 宗教法人

令第五条第四号に規定する厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

- イ 前号に掲げる者
- ロ 厚生年金保険の適用事業所の事業主
- 三 令第五条の二第二号に規定する厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

イ 第一号に掲げる者

ロ 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者(平成四年二月厚生省告示第三十二号)第十号から第十四号までに掲げる者(第十四号に掲げる者については、営利を目的としない法人に限る。)

ハ 財団法人厚生年金事業振興団、財団法人船員保険会及び社団法人日本海員救済会

○厚生労働省告示第百三十八号
昭和六十二年五月厚生省告示第百五十八号(臨床工学士法の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は廃止する。

平成十三年三月二十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第百三十九号
昭和六十三年五月厚生省告示第百六十号(義肢装具士法の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は廃止する。

平成十三年三月二十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百十号
平成四年一月厚生省告示第三号(救急救命士法の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定した件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百一十号
平成三年七月厚生省告示第百五十六号(歯科衛生士法の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定した件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百二十号
平成四年十月厚生省告示第百二十三号(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定した件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百三十三号
平成四年十月厚生省告示第百三十四号(柔道整復師法の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定した件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百四十四号
平成十年十一月厚生省告示第百五十八号(言語聴覚士法第二条第一項及び第三十六條第一項の規定に基づき指定登録機関及び指定試験機関を定める件)は廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百四十五号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準(昭和三十八年四月厚生省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。ただし、別表第九の1の(1)及び(2)の改正に係る部分については、同年五月一日から適用する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

別表第一第一章の2中「(人)所」を「(教育施設等)」に改める。
別表第一第一章の3の表中、「(学校、専修学校、職業訓練学校)」を「(学校、専修学校、職業訓練学校、職業訓練所)」に改める。
別表第九の1の(1)及び(2)の改正に係る部分については、同年五月一日から適用する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百四十六号
別表第九の1の(1)の表埼玉県の項中「(与野市)を「(与野市、大田市)」に改める。
別表第九の1の(2)の表埼玉県の項中「(与野市)を削る。
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百四十七号
生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十七条の十二第一項の規定に基づき、クリーニング業に関する標準営業約款(昭和五十八年三月厚生省告示第六十八号)の一部を次のように変更認可したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百四十八号
生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十七条の十二第一項の規定に基づき、クリーニング業に関する標準営業約款(昭和五十八年三月厚生省告示第六十八号)の一部を次のように変更認可したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百四十九号
生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十七条の十二第一項の規定に基づき、美容業に関する標準営業約款(昭和五十九年十月厚生省告示第百八十号)の一部を次のように変更認可したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十号
生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十七条の十二第一項の規定に基づき、調理師法第八條の二第二項の規定に基づき調理技術に関する審査の事務を委託する団体を指定する件)は平成十三年三月三十日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十一号
昭和六十年厚生省告示第百九十七号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は、平成十三年三月三十日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十二号
健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程(昭和六十三年一月厚生省告示第百十八号)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十三号
昭和六十三年二月厚生省告示第三十二号(健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程に基づき、健康運動指導士審査・証明事業を認定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十四号
健康増進施設認定規程(昭和六十三年十一月厚生省告示第百七十三号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十五号
平成元年六月厚生省告示第百二十四号(健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程に基づき、健康運動実践指導者の審査・証明事業を認定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十六号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十七号
昭和五十七年十一月厚生省告示第百九十七号(調理師法第八條の二第二項の規定に基づき調理技術に関する審査の事務を委託する団体を指定する件)は平成十三年三月三十日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十八号
昭和六十一年厚生省告示第百九十七号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は、平成十三年三月三十日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百五十九号
昭和六十一年厚生省告示第百九十七号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項の規定に基づき指定試験機関を指定した件)は、平成十三年三月三十日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百六十号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百六十一号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百六十二号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百六十三号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百六十四号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百六十五号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第四百六十六号
平成元年七月厚生省告示第百三十七号(健康増進施設認定規程に基づき、調査事業を行う法人を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。
平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第百五十七号

平成元年十一月厚生省告示第九十九号(健康増進施設認定規程の規定に基づき)調査事業を行

○厚生労働省告示第百五十八号

農事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四十二條第二項の規定に基づき、化粧品基準(平成十一年九月厚生省告示第百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成十三年三月二十日 厚生労働大臣 坂口 力

本法を指定した件)は、平成十三年三月三十一日限り廃止する。

平成十三年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

表第3の6の表中「0.088」を「0.20」「0.20」を「0.50」「0.50」を「0.0015」「0.0015」を「0.0010」「0.0010」を「ヨウ化パラジマチルアミノスチルベンチルメチルチアゾリウム」の配合率を注3の6次のとおりとする。

(注4) 強熱した場合において、銀として0.2%~4.0%及び亜鉛として5.0%~15.0%を含有するものをいう。

表第4を次のとおりとする。

別表第4

すべての化粧品に配合の制限がある成分

成分名	100g中の最大配合量(g)
サリチル酸ホモモンチルジパラメトキシステイラ酸モノ...2-エチルヘキサジニール	10
パラアミノ安息香酸及びそのエステル	10
4-tert-ブチル-4'-メトキシベンゾイルメタン	合計量として4.0

化粧品の種類により配合の制限がある成分(注1)

成分名	100g中の最大配合量(g)	
	結膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	結膜に使用されることがある化粧品
4-(2-β-グルコピラノシロキシ)プロピキニ-2-ヒドロキシベンゾエノン	5.0	5.0
サリチル酸オクチル	10	10
2,5-ジイソプロピルケイ皮酸メチル	10	5.0
ジヒドロキシジメトキシベンゾエノン	10	10
ジヒドロキシジメトキシベンゾエノン	10	10
ジヒドロキシジメトキシベンゾエノン	10	10
ジヒドロキシジメトキシベンゾエノン	10	7.0
1-(3,4-ジメトキシベンゾエニル)-4,4'-ジメチル-1,3-ベンジジン	3.0	3.0
ジメトキシベンゾエニル	10	10
チトラヒドロキシベンゾエニル	10	0.050

○厚生労働省告示第百五十九号

老人保健法による保険金の拠出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第四條第五條第一項第一号、第六條第一項第二号及び第三項第二号、第十條第三項、第十二條第十五條において準用する同令第六條第一項第三号、第十六條第一項第一号及び第二号、第十六條第二項において準用する同令第六條第一項第三号、附則第四條第一項第一号、第二号口及び第三号口並びに国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)附則第八條第二項及び同條第四項において準用する同令第六條第二項の規定に基づき、平成十三年度の保険者の拠出金の額の算定に關して、厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關する省令第十八條第一項及び附則第六條の規定により公示する。

平成十三年三月二十日 厚生労働大臣 坂口 力

2,4,6-トリオキシニル[4-(2-エチルヘキサチル)ホモモンチル]	5.0	5.0	
1,3,5-トリメチル-2,4,6-トリオキシニル	7.5	7.5	2.5
パラジマチルアミノ安息香酸アミル	10	10	
パラジマチルアミノ安息香酸2-エチルヘキシニール	10	10	7.0
パラメトキシステイラ酸モノ...ジニール混合体(注2)	10	10	
パラメトキシステイラ酸2-エチルヘキシニール	20	20	8.0
2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾエノン	5.0	5.0	5.0
ヒドロキシジメトキシベンゾエニル	10(注3)	10(注3)	0.10(注3)
ヒドロキシジメトキシベンゾエニル	10	10	1.0
フェニルベンズイミダゾール	3.0	3.0	
フェニルラセ	10	10	

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

(注2) パラメトキシステイラ酸モノ...ジニール72.0~79.0%、2,4-ジイソプロピルケイ皮酸モノ...チル15.0~21.0%及び2,4-ジイソプロピルケイ皮酸モノ...チル3.0~9.0%を含有するものをいう。

(注3) ヒドロキシジメトキシベンゾエニルとして合計量とする。

老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第四條に規定する算定率

区分	分	率又は額
省令第五條第一項第二号に規定する率	老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)以下「省令」という。(第四條に規定する算定率)	0.071011
		0.92658
		0.07668
		0.07871
省令第六條第二項第二号に規定する率		六六〇・五七四円

MG-21	株式会社エルセ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
AV-20	株式会社タイムスコアレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号

MG-21	株式会社エルセ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
アソストビジョンAV-100	株式会社タイムスコアレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
アソストビジョンAV-100	株式会社エルセ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
アソストビジョンAV-110	株式会社タイムスコアレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
アソストビジョンAV-110	株式会社エルセ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
アソストビジョンAV-200	株式会社タイムスコアレーション	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
アソストビジョンAV-200	株式会社エルセ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
MG-22	株式会社エルセ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
MG-23	株式会社エルセ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号

別表第五キヤノン・コミュニケーションセンター「7」の項を削り、同表中「東海地区西新橋一丁目10の6」を「海陽強硬区新橋五丁目7番13エロロー新築90」に改める。

厚生労働省告示第百六十二号
国立身体障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和十五年一月厚生省告示第百四号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 坂口 力

第五条第二項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「言語聴覚学科」の下に「手話通訳学科」を加え、同項を同条第一項とする。

第八条第二項中「できる者は」の下に「学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入學することができ、かつ」を加える。

アソストプロ75	有限会社シェーエムシー	兵庫県明石市松が丘三丁目6番25号
ミュービュア	有限会社ジェーエムシー	兵庫県明石市松が丘三丁目6番25号

別表第五キヤノン・コミュニケーションセンター「7」の項を削り、同表中「東海地区西新橋一丁目10の6」を「海陽強硬区新築90」に改める。

第九條第一項第三号を削り、同項第四号中「及び成績証明書」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十條第一項第二号中「人物考査」を「面接試験」に改める。

第十二條を削る。

第十三條第一号中「又は作業療法士」を「作業療法士、義肢装具士又は言語聴覚士」に改め、同条第二号中「職能訓練、言語訓練、義肢装具適合」を削り、「心理職能判定」を「心理判定」に、「手話通訳指導」を「手話通訳」に改め、「身体障害者スポーツ指導」を削る。

厚生労働大臣 坂口 力

○厚生労働省告示第百六十三号
国立秩父学園附属保護指導職員養成所入所規程(昭和三十八年十月厚生省告示第百八十三号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 坂口 力

第十条を削り、第十一條を第十條とし、第十二條から第十四條までを一條ずつ繰り上げる。

○厚生労働省告示第百六十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八條第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法第十八條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成三年四月厚生省告示第百八十二号)の一部

○厚生労働省告示第百六十六号

精神保健福祉法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令(平成十二年厚生労働省令第百八号)の規定に基づき、別に厚生労働大臣が定める講習会を、次のように指定する。

平成十三年三月三十日
精神保健福祉法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令(平成十二年厚生労働省令第百八号)の規定に基づき、別に厚生労働大臣が定める講習会を、次のように指定する。

講習会を行う者の名称

講習会を行う者の名称	開催期日	開催地
社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会(茨城県つくば市上郷七千五百六十三・六十七つくばライフサポートセンター内)	平成十三年七月九日から十六日まで	北海道小樽市日専連小樽
	平成十三年八月二十一日から二十四日まで及び同月二十七日から二十九日まで	東京都港区明治学院大学
	平成十三年七月十八日から二十一日まで及び同月二十三日から二十五日まで	東京都豊島区学習院大学記念会館
	平成十三年七月二日から六日まで及び同月九日及び十一日	京都府京都市ルビノ京都堀川
	平成十三年七月十一日から十三日まで及び同月十六日から十九日まで	大阪府大阪市アウイーナ大阪
	平成十三年九月五日から十二日まで	福岡県福岡市福岡リーセントホテル
	平成十三年八月八日から十日まで及び同月十七日から二十日まで	東京都千代田区日本都市センター会館
	平成十三年七月十三日から十九日まで	愛知県名古屋市長徳区東急イン
	平成十三年八月十二日から十八日まで	兵庫県神戸市兵庫農業会館
	平成十三年七月三十日から八月二日まで及び同月四日から六日まで	岡山県岡山市オルガホール

を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月二十日
厚生労働大臣 坂口 力

「盲人用カナタイプライター」及び「緊急通報装置」を削る。

○厚生労働省告示第百六十五号
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一條の十第四項の規定に基づき、児童福祉法第二十一條の十第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成三年四月厚生省告示第百八十四号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力

「盲人用カナタイプライター」を削る。

厚生労働大臣 坂口 力